

YSアリーナ八戸 トライアル・サウンディング実施要項

1 目的

トライアル・サウンディングとは、民間事業者との対話を通じて事業化に向けたアイデアや意見を把握するサウンディング調査に留まらず、実際に公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供することで、本格実施に向けた課題・条件を整理するものです。

市では、YSアリーナ八戸に整備されているサテライト施設を対象に民間事業者等の皆様に施設が持つ魅力を引き出し、多目的な利用を通じた長根公園の活性化やスポーツ活動との相乗効果等が期待できる活用方法をご提案いただき、施設利活用の可能性を調査することを目的として、トライアル・サウンディングを実施します。

2 対象施設

施設名	YSアリーナ八戸 サテライト施設
所在地	八戸市大字売市字興遊下3（長根公園内）
面積	約142㎡
高さ	天井の高さに段差あり（高：約255cm、低：約205cm）
利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日（祝日等の場合は翌日）、12月31日、1月1日
設備	電気設備、給湯設備、トイレ（男女各1室） 火気厳禁 ※IH機器等を利用した調理はできません。 フリーWi-Fi 使用可 コンセント（15A×3か所）
備品	会議用テーブル7台、会議用イス21脚、事務用机2台、事務用イス2脚
駐車場	YSアリーナ八戸駐車場使用可
その他	施設内及び長根公園敷地内は全面禁煙

サテライト施設外観



内観



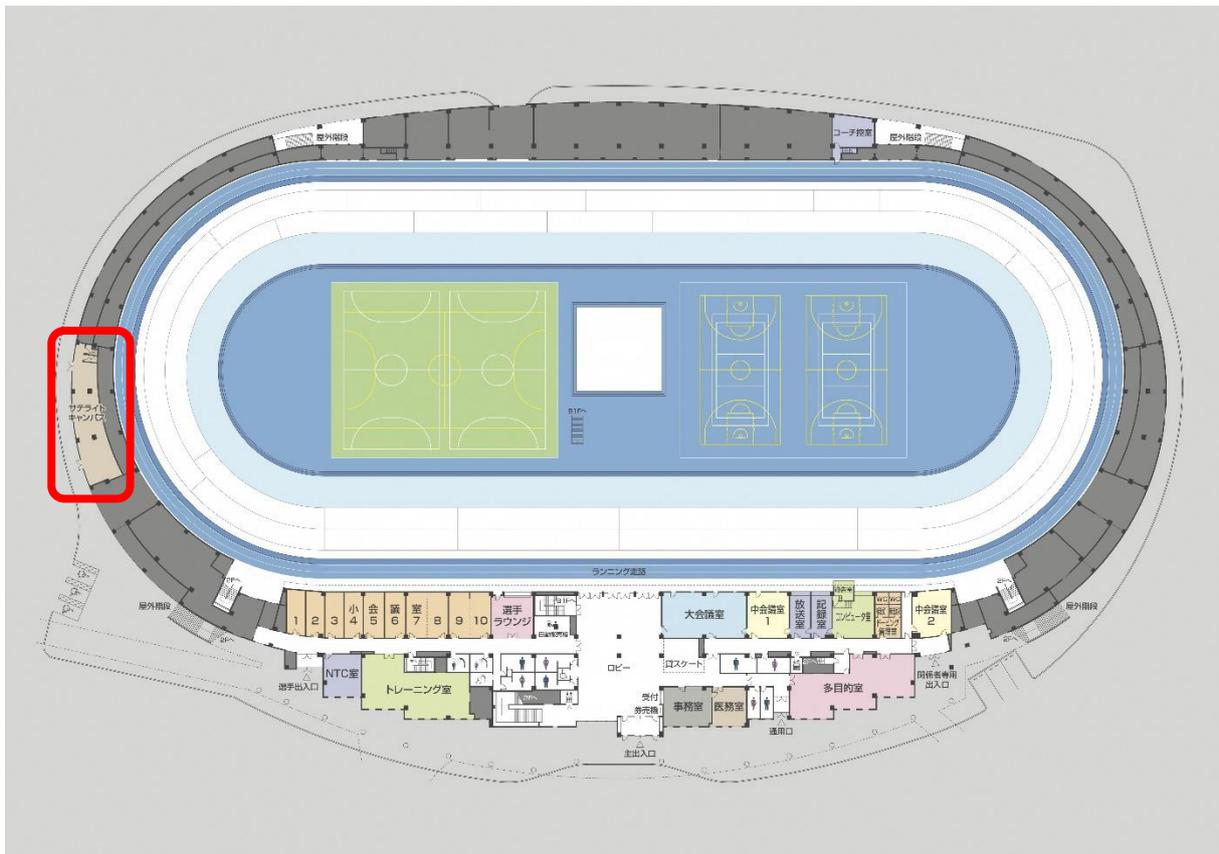
給湯設備



トイレ



平面図



3 スケジュール

(1) 第1期トライアル

- 募集期間 令和6年2月1日(木)～令和6年3月14日(木)
- 説明会 令和6年2月5日(月) 11時～
令和6年2月7日(水) 19時～
※ いずれも説明会場はY Sアリーナ八戸 サテライト施設
- 実施期間 令和6年4月1日(月)～令和6年6月30日(日)

(2) 第2期トライアル

- 募集期間 令和6年4月19日(金)～令和6年5月31日(金)
- 説明会 決まりしだい公表します
- 実施期間 令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)

(3) 第3期トライアル

- 募集期間 令和6年7月19日(金)～令和6年8月31日(土)
- 説明会 決まりしだい公表します
- 実施期間 令和6年10月1日(火)～令和6年12月29日(日)

※ 施設使用に支障がない場合は、募集期間終了後でも提案を受け付けることがあります。

4 トライアル・サウンディングの流れ

(1) 事前相談・現地調査	市と日程調整のうえ随時実施します。
(2) 暫定利用申込受付	暫定利用を希望する方からの提案を受付します。 提案時には、「6 暫定利用申込等」に示す書類を提出してください。
(3) 提案内容の審査	提案内容を市で審査します。 本事業の趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
(4) 使用許可	使用許可書を交付します。
(5) 暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。
(6) モニタリング及び 実績報告	利用終了後、14日以内に実績報告書を提出してください。 利用中のモニタリング、終了後のヒアリングを実施します。

5 参加資格の要件等

(1) 利用希望者の要件

- ① トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する方(以下「利用希望者」という。)は、申請内容を主体的に実施できる能力を備えた法人、個人事業主又は任意団体とします。

- ② 利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

（2）利用希望者の制限

利用希望者は、次のいずれにも該当しない方とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する方
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている方、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている方
- ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する方
- ④ 市に納付すべき市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している方
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている方

6 暫定利用申込等

（1）暫定利用申込時の提出書類

次の書類を提出してください。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（兼同意書）（様式2）
- ③ 提案事業概要（任意様式）
 - ※ 利用希望者名、利用の目的又は動機、事業内容、スケジュール等を記載してください。
- ④ 使用レイアウト図案（様式3）
- ⑤ 法人にあっては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。ただし、発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 法人以外にあっては、住民票（写し可。ただし、発行日から3か月以内のもの）
- ⑦ 任意団体にあっては、団体の規約及び役員名簿等団体の概要がわかる書類
- ⑧ 使用許可申請書
- ⑨ 使用料減免申請書

（2）暫定利用の決定

決定に当たっては、内部審査終了後、暫定利用の可否を別途文書で通知します。

なお、複数の提案で利用日時が重なる場合は、7（1）①を満たす提案内容を優先し、いずれの提案も7（1）①を満たす場合は、利用日時の調整等を行います。

（3）提出先

YSアリーナ八戸（八戸市長根屋内スケート場）

八戸市大字売市字興遊下3

※ 直接持参するか、郵送又はEメールで提出してください。

(4) 事前相談及び現地調査

事前相談及び現地調査を希望する場合は、あらかじめ「10 お問い合わせ先」にメールもしくはファックスで連絡し、日程調整を行ったうえで実施します。

7 暫定利用の条件等

(1) 提案内容について

提案内容は、市の財政負担を伴わないものとし、次のいずれかを満たすものとしてください。

- ① 長根公園の活性化又はスポーツ活動に関連し、市民や利用者の利便・サービスの向上に資するもの
- ② その他、市民等の利便・サービスの向上に資するもの

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 宗教的又は政治的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音、振動又は臭気等により著しく周辺環境を損なう恐れがある活動
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れのある活動
- ⑥ その他、本事業と関連性が低い又は施設管理に支障があると市が判断する活動

(3) 暫定利用期間

暫定利用期間は、原則として1週間以上1か月以内とします。ただし、他の応募者がなかった場合は、各トライアル期間内において暫定利用期間の延伸ができるものとします。

(4) 使用料等

無料

8 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用、並びに暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、利用希望者又は暫定利用者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 利用希望者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査等、本事業の運用に必要な目的以外で利用希望者に無断で使用することはありません。
- ③ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づい

て保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

利用希望者は、提案するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) その他

- ① 事業の実施に当たっては、市と十分協議のうえ行うこととします。
- ② 市のホームページ等において暫定利用の概要を公表することがあります。
- ③ 暫定利用の可能な時間は、午前9時から午後9時までとし、準備や撤収に要する時間も含まれます。
- ④ 対象施設内においては、火気の使用は固く禁じます。IH機器も含まれます。
- ⑤ 施設内及び長根公園敷地内は、全面禁煙です。
- ⑥ 暫定利用の期日が重複した場合は、調整を行うことがあります。
- ⑦ 暫定利用期間中は、交付された使用許可書を携行してください。
- ⑧ 施設の内外装については、現状のまま使用してください。
- ⑨ 施設内のレイアウトについては、暫定利用終了後、開始前の状態に戻してください。

9 モニタリング・実績報告書

(1) モニタリング

利用期間中、モニタリング調査にご協力いただきます。

(2) 実績報告書

暫定利用期間が終了した後に、実績報告書（様式4）を提出していただきます。

(3) ヒアリング

実績報告書の提出を受けてヒアリングを実施します。

10 お問い合わせ先

八戸市 観光文化スポーツ部 長根屋内スケート場 担当 大久保

〒031-0073 八戸市大字売市字輿遊下3（長根公園内）

Eメール skate@city.hachinohe.aomori.jp

電話 0178-43-9544 FAX 0178-51-8805